

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 88
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

診療報酬・新型コロナ特例

6月1日以降の取扱いについて

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。6月1日より令和6年4月1日から続いている新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取り扱いが変わります。概要は以下の通りです。

6/1 から取り扱いが変わる特例

取り扱い	現行	6/1～
検査料の算定	<ul style="list-style-type: none">小児科外来診療料、地域包括診療料など、検査料を包括する点数とは別に検査の実施料と判断料を算定できるDPC対象病院、特定機能病院、及び療養病棟入院基本料や救急救命入院料など検査料を包括する点数とは別に検査の実施料と判断料を算定できる	終了
薬剤料の算定	<ul style="list-style-type: none">在医総管など投薬料を包括する点数とは別にコロナ治療薬の薬剤料を算定できる	
施設基準の取り扱い	<ul style="list-style-type: none">入院料の施設基準の「月平均夜勤時間数」、「看護要員の数及び比率等」に1割以上の変動があった場合、報告の対象となった最初の月から3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよい	

※厚労省が3月5日に発出した情報を基に作成しております。

新型コロナウイルスの検査料の点数について

検査名(主なもの)	5/31 までの点数	6/1 以降の点数
SARS-CoV-2 抗原検出 (定性)	300 点	150 点
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性	420 点	225 点
SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出定性	420 点	420 点(据置)
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出定性	420 点	420 点(据置)
SARS-CoV-2核酸検出 (定性)	700 点	700 点(据置)

※その他の検査の点数につきましては、点数表改定のポイント P228～230、P235～241 をご参照ください。